

令和3年2月19日

静岡県くらし・環境部建築住宅局

建築安全推進課建築確認検査室

令和3年2月1日付け住 安 第3117号 静岡県内の戸建住宅に設ける尿尿浄化槽の処理対象人員の算定における基準となる値の取り扱いについて		
番号	質問	回答
1	「令和3年4月1日以降に工事着手するものに適用する」とあるが、工事着手とは具体的にどの時点か？	建築確認を伴う工事の場合は、確認申請書第三面に記載された着手予定年月日とします。 ただし、確認申請図書において、浄化槽工事の着手が、令和3年4月1日以降であることが明らかな場合は、取り扱いを適用できます。確認申請書第三面の備考欄等に、浄化槽工事の着手日を記載する等の方法が考えられます。 なお、浄化槽工事への補助を申請する予定がある場合には、補助要件等について補助申請窓口の市町に確認してください。
2	増築による人槽算定においても、増築の工事着手が令和3年4月1日以降ならば取り扱いが出来ると考えて宜しいか。	よろしい。
3	既に確認済証が交付され、建築工事に着手している場合は、取り扱いの適用はできないのか。	計画変更確認申請を行うことで、適用できます。計画変更申請図書において浄化槽工事の着手が、令和3年4月1日以降であることが明らかである場合に限りです。
4	「実情に応じ、適切な規模の浄化槽を選定すること」とあるが、JISによる算定以外の方法でも可能ということか。	JISに基づく算定が原則です。 居住人数が多い又は汚濁負荷が通常より高いなどが想定される場合には、JISにより5人槽と算定される場合でも、7人槽とするなど適正な処理ができるものを選定してください。
5	「既存住宅の尿尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定においても適用する。」の浄化槽付替え時とは、建築を伴わない尿尿浄化槽の入れ替えのことか。	そのとおりです。 平成30年8月1日付け、住 安 第 3050号「既存住宅の尿尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書き取扱要領」の対象が、145㎡を超える建築物の場合となります。

令和3年2月1日付け 住安 第3118号

FRP製浄化槽基礎における既製コンクリート盤の使用について

番号	質問	回答
1	<p>「令和3年4月1日以降に工事着手するものに適用する」とあるが、工事着手とは具体的にどの時点か？</p>	<p>建築確認を伴う工事の場合は、確認申請書第三面に記載された着手予定年月日とします。</p> <p>ただし、確認申請図書において、浄化槽工事の着手が、令和3年4月1日以降であることが明らかな場合は、取り扱いを適用できます。確認申請書第三面の備考欄等に、浄化槽工事の着手日を記載する等の方法が考えられます。</p> <p>なお、浄化槽工事への補助を申請する予定がある場合には、補助要件等について補助申請窓口の市町に確認してください。</p>
2	<p>既製コンクリート製の底盤も認められるとのことだが、品質確保のため、使用できる人槽制限・サイズ・材料・強度等に関する記述が必要ではないか。</p>	<p>品質確保については、今後も施工技術の進展が想定されるため具体的な基準などを定めないこととするため、各施工者が、「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」を遵守してください。</p> <p>なお、静岡県浄化槽協会において、既製コンクリート盤等に関する技術的な指針を検討しているとのことであり、県内の浄化槽工事における標準的な考え方として参考にできるものと考えます。</p>